

環境管理と環境監査

筒井美樹

1. 欧米での普及と国際動向

地球環境問題をはじめとした様々な環境問題の深刻化に伴う環境法規制の一層の強化，社会における環境意識の向上等を背景として，近年欧米企業の間では環境への配慮が重大な経営課題となっている。この課題に取り組むため，企業は環境への配慮を経営の意思決定基準の一要素として取り込み，経営方針の一部として環境方針を策定するに至った。そしてこれをより合理的・効果的に達成していくためのツールとして採用されたのが「環境管理」である。

この様にして欧米企業の間で各々独自の形で採用され始めた環境管理に関し，現在，制度化・規格標準化を試みる国際的動向が急展開を見せている。EUでは環境管理・監査制度が，既に95年4月より発効している。一方国際標準化機構（International Organization for Standardization：以下ISOと略す）では環境管理に関する規格標準化作業が現在も異例の速さで進められており，主要なものについては96年夏にも国際規格として正式に発効する見込みである。

このような国際動向を発端に，わが国においてもここ数年で「環境管理」や「環境監査」という言葉を頻繁に聞くようになった。これらの動向はわが国企業にも多大な影響を及ぼすと考えられ，特に輸出企業をはじめとした海外進出企業が積極的な対応をみせている。

2. 氾濫する関連用語

さて，国際的にも注目を浴びている「環境管理」や「環境監査」とは，果たしてどのようなものなのか。又，「環境管理システム」や「環境管理監査」など，関連・類義の言葉もよく耳にする。このように様々な概念やそれを示す言葉が氾濫する中で，それらを的確に認識・整理することは重要なことと思われる。ここでは，特に「環境管理」「環境管理システム」「環境監査」という3つのキーワードに焦点を当て，それぞれの概要を解説した上で，多少混乱気味のこれらの位置づけについて整理してみよう。

環境管理（Environmental Management）とは，「組織の包括的な経営管理機能の一部であり，環境方針の策定，実行，達成，見直し，維持を図るもの^(注1)」である。この定義にある経営管理とは，複数の人からなる組織において，経営方針に基づいて策定された目標に向け，それぞれ役割を持った個人が互いに協調し，効果的な一つの組織活動を生み出すように調整することであり，この組織の経営管理のうちの環境配慮に関する側面こそが環境管理である。

このような管理を，より合理的・効果的に実施するための仕組みが，**環境管理システム**（Environmental Management System：以下EMSと略す）である。具体的には，管理のための組織構成や責任体系，管理手順・工程等を意味する^(注2)が，たいていの場合，次のよう

(注1) “COMMITTEE DRAFT ISO/CD 14001.2”，Definitions 3.5 より

(注2) 同上，Definitions 3.6 参照のこと

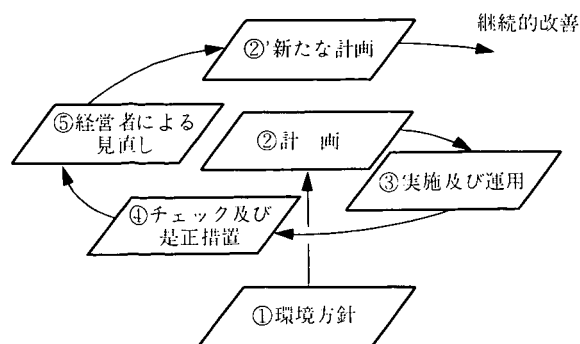


図1 環境管理システムのフロー

(ISO/CD 14000 Figure 2 及び ISO/CD 14001 Figure 1 より作成)

な管理の一連のフローを指している。すなわち、組織の環境方針（①）に基づいて環境管理目標や計画を策定し（②）、それを効率的に達成するために組織活動を調整、すなわち管理活動を実施する（③）。更にこの実施状況を監視し、不適切なものに対しては是正措置を施す（④）。最後に経営者によってEMSの見直しが行われ（⑤）、この結果は新たな目標や計画に反映されて（②'）、更に改善された一ランク上の管理が始まる、というフローである。これを図式化すると図のようになる。上方に向かう螺旋形は、EMSが継続的に改善されていくことを示している。

次に、環境監査（Environmental Audit）であるが、これは環境管理システム監査や環境声明書監査等、対象の異なるいくつかの監査の総称である。現在のところ、環境監査と言えば環境管理システム監査（Environmental Management System Audit：以下EMS監査と略す）のことを指しているの、ここではこれにのみ焦点を当てることにする。

EMS監査とは、同システムが監査基準に適合しているか、又組織の環境方針を達成するのに効果的なものであるかを判断するために行う、証拠の収集とその評価に関する手続きのこと^(注3)である。これは、先に示したEMSの図の④の手続きの一つと捉えられている。

EMS監査の対象はあくまでもEMSであり、

その基準や方針に対するEMSの適合性や有効性を問うものである。すなわち、例えば汚染物の排出量やエネルギー消費量の測定は、監査の一プロセスではあるが全てではない。どのように排出量や消費量がコントロールされたのか、それは環境方針や目標を達成する上で十分有効か、といった側面に着目するのがEMS監査なのである。

3. 概念の整理

以上3つのキーワードについて整理してみよう。環境方針を達成するために、組織の環境に関わる活動を調整することを環境管理という。そして、それを合理的・効果的に実施するための仕組みがEMSである。更に環境監査（EMS監査）はEMSの一部、すなわち環境管理のための仕組みの一つである。

わが国では、環境監査という言葉が3つのキーワードの中では一番先に広まったためか、現在でも最も注目されがちである。しかし、これはあくまでも環境管理を構成する一要素という位置づけである。現在国際標準化がなされているのも、EMS、環境監査等を含めた環境管理であり、むしろ真に我々が注目すべきは環境管理なのである。

EUでの制度化においても、当初は環境監査

(注3) “COMMITTEE DRAFT ISO/CD 14011/1”, Definitions 3.5 参照のこと

制度 (Eco-audit Scheme) と命名されていたが、上記の主旨から最終的に環境管理・監査制度 (Eco-Management and Audit Scheme : EMAS) に改名された。わが国でも最近、環境監査に代わり環境管理・監査という言葉がよく使われるのも、この流れをくんでいると考えられる。この様に並列に称されても、環境管理の中の環境監査、という位置づけには変わらない。

今後、環境管理を巡る動向は更に進展すると見られる。これに的確に対応していくためにも、上記のような基本的概念は的確に認識・整理しておくべきであろう。

4. 環境管理規格のわが国での展望

現在策定作業中である環境管理に関する国際規格は、単に海外での規格に留まるわけではない。わが国でもそのまま JIS 規格の一部として採用される見込みである。環境管理という概念すらまだ定着していない状況で、同規格は国内でどのように捉えられるであろうか。

欧米では、ISO 規格への適合性の認証を企業の PR 材料として、又通商上の条件として戦略的に活用しようとする企業が多く見られる。わが国においても、環境管理に関する JIS 規格が発効すれば国内企業の間で同様な動きが生じることも予想されるが、現在のところでは未だ同規格に対する国内企業の姿勢ははっきりせず、模様眺めの感が強い。その理由としては、特に EMS に関して、

- EMS の改善と、環境実績の改善との関連性が明確ではない
- 規格の要求事項に文書化等、非常に手間が掛かる作業が含まれている

- それらの文書規定に縛られて逆に管理活動が不効率になるおそれがある

といった、同規格の必要性や有効性に対する疑念があるからと考えられる。既に公害対策の延長線で、ある程度の環境(公害)管理を実施し、環境実績も上げている企業の場合は特に消極的になってしまうだろう。

しかし、海外の動向に直接的な影響を受け、既に同規格の積極的活用の準備を進めるわが国の海外進出企業の対応は、少なからず国内企業にも波及効果をもたらすと思われる。国内においても同規格が商取引の条件として提示されるようになれば、上記のような疑念に関わらず、企業は有無を言わず同規格を採用せざるを得ない。又、国内での社会的環境意識の向上に伴い、同規格の取得が企業の PR 材料として重要性を増すことも考えられる。

わが国での同規格の普及は、このような戦略的な活用を主目的としたものとなると考えられよう。しかし、この普及過程においては、環境管理の合理的な実施という EMS 本来の目的から乖離する危険性がある。形式だけの管理にならぬよう、企業の経営層は環境管理ツールの運用には十分気を配る必要があるだろう。

[参考文献]

- [1] ISO/TC207/SC1/N60 (1995), COMMITTEE DRAFT ISO/CD 14001.2
- [2] ISO/TC207/SC2/N36 (1994), COMMITTEE DRAFT ISO/CD 14011/1
- [3] 筒井美樹, 田辺朋行 (1995), 内外の環境管理・監査の動向とわが国企業への影響, 第 11 回エネルギーシステム・経済コンファレンス講演論文集 15-4, エネルギー資源学会

(つづい みき
経営グループ)